

しずおか中部連携中枢都市圏事業
静岡中部地域サイクルツーリズム推進業務
公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務名

令和元年度企企委第 10 号

しずおか中部連携中枢都市圏事業 静岡中部地域サイクルツーリズム推進業務

2 業務の目的

静岡県中部地域の 5 市 2 町（静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町）では、「しずおか中部連携中枢都市圏」を形成し、圏域の一体的発展を目指し、交流人口の拡大を図るため、様々な連携事業を展開している。

2020 年の東京オリンピック・パラリンピック自転車競技の静岡県開催を追い風として、県中部地域の魅力ある地域資源を活かしたサイクルツーリズムの推進をすることで、サイクリストの誘客を図り、交流人口の拡大に繋げる。

3 業務の内容

別紙「静岡中部地域サイクルツーリズム推進業務に関する仕様書」の通り

4 委託見積上限額

5,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※業務完了後の一括払い

5 応募資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 静岡県内に本店、支店又は営業所等を有する法人であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 静岡市入札参加資格停止等措置要綱（平成 24 年 4 月 1 日施行）による指名停止措置の期間が含まれていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく再生又は破産等の手続を行っていない者であること。
- (5) 静岡市暴力団排除条例（平成 25 年静岡市条例第 11 号）第 6 条第 2 項に掲げる暴力団員等、暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) サイクルツーリズムの推進に関する業務（サイクルマップの作成、普及啓発に係る

PR事業等) に関して、官公庁等からの受託実績を有すること。

- (7) 委託契約における受託者として契約責任を果たす能力を持ち、財政的健全性を有していること。
- (8) 事業執行にあたり、経理処理や事業遂行、その報告等を適切に行う事務的管理能力を有しており、そのための体制が整備されていること。
- (9) 仕様書に合致したサイクルツーリズム推進業務を確実に実施できる者であること。

6 スケジュール

令和元年

- 11月8日(金) …… 企画提案型随意契約の公募開始
- 11月15日(金) …… 質問締切 (ホームページで随時回答)
- 11月27日(水) …… 企画書の提出締切日
- 11月28日(木) …… 第一次審査 (書類審査)
- 12月2日(月) …… 第一次審査結果通知
- 12月9日(月) …… 第二次審査 (プレゼンテーション審査)
- 12月13日(金) …… 第二次審査結果通知及び委託予定事業者の決定
- 12月20日(金) …… 契約締結

※応募者が少なく、書類審査を行わない場合

令和元年

- 11月8日(金) …… 企画提案型随意契約の公募開始
- 11月15日(金) …… 質問締切 (ホームページで随時回答)
- 11月27日(水) …… 企画書の提出締切日
- 12月3日(火) …… 第一次審査 (プレゼンテーション審査)
- 12月9日(月) …… 第一次審査結果通知及び委託予定事業者の決定
- 12月17日(火) …… 契約締結

7 提出書類等について

(1) 提出書類

- ① プロポーザル参加申込書【様式1】 (1部)
- ② 会社概要書【様式2】 (1部)
- ③ 開発実績報告書【様式3】 (1部)
- ④ 暴力団に該当しないことの誓約書兼同意書【様式4】 (1部)
- ⑤ 商業登記簿謄本 (1部) ※コピー可
- ⑥ 貸借対照表、損益計算書 (1部) ※直近1年分、コピー可
- ⑦ 納税証明書 (1部) ※コピー可

※国税：「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書
※市税：静岡市に納税義務がある場合は、法人市民税納税証明書と固定資産税納税証明書

- ⑧ 企画提案書（紙媒体 10 部、電子媒体 1 部）
※下記「8 企画提案書の要件等」に基づき作成する。
- ⑨ 提案事業の見積書（任意様式）
※税込（税率は 10%）、内訳明細書を添付、代表者印を押印すること。
- ⑩ 持参又は郵送により提出すること。
- ⑪ 企画提案書の提出期限は令和元年 11 月 27 日（水）午後 5 時（厳守）までとする。
なお、郵送の場合は、令和元年 11 月 27 日当日の消印を有効とする。
- ⑫ 企画提案書の提出先
〒420-8602 静岡市葵区追手町 5 番 1 号 静岡市企画局企画課
分権・広域連携推進係 担当：杉原・渡辺

（2）応募に係る質問

- ① 応募についての質問は、質問書【様式 5】により、電子メールで提出してください。
電話、FAX 等での質問は受け付けませんので、ご注意ください。
- ② 質問書の提出先
企画局企画課分権・広域連携推進係 担当：杉原・渡辺
メール：kikaku@city.shizuoka.lg.jp
- ③ 質問書の提出期限 令和元年 11 月 15 日（金）午後 5 時
- ④ 質問書の回答は、質問者に対し、電子メールで送付するとともに、ホームページで公開します。

8 企画提案書の要件等

（1）書式等

- ① 用紙サイズは A4 判を基本とし、縦横どちらでも構いません。
- ② 企画提案書は紙媒体 10 部（正本 1 部及び副本 9 部）及び電子媒体（CD-R）1 部を提出してください。
- ③ 電子媒体に納めるファイル形式は、Microsoft Word、Microsoft PowerPoint、Microsoft Excel、PDF 形式又はオープンドキュメントフォーマットとしてください。
- ④ ページ数に制限はありませんが、20 分で説明できる内容としてください。
- ⑤ 散逸しないような形で綴ってください。

（2）記載項目

企画提案書は、以下の項目を含めた内容としてください。

- ① 業務の実施方針
業務目的などを理解し、業務取組に対する基本的な考え方を的確に記載すること。
- ② 業務フロー
業務目的の実現に向けた業務の進め方等を簡潔に記載すること。
- ③ 業務内容の説明
仕様書の内容について、業務の実現に向けた提案を簡潔に記載すること。
- ④ 実施体制
 - ・ 予定担当者の氏名、所属、役職、経験年数、担当する業務、資格（保有する場合に限る）を記載すること。
 - ・ 予定担当者経歴書、保有資格者証の写しを添付すること。
 - ・ 実施体制の特徴を記載すること。

9 審査及び事業者の決定方法

(1) 第一次審査（書類審査）

- ① 企画書の内容等について書類審査を行ったうえで、3者程度を選定します。
- ② 企画提案審査基準（別紙1）に基づき、項目ごとに数値化して採点し、合計点数により選定します。
- ③ 選定された事業者には結果及び第二次審査の実施日時等を通知し、選定されなかった事業者には結果のみを通知する。
- ④ 応募者が少ない場合は、書類審査を行いません。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション審査）

- ① 審査委員会において、企画書の内容、事業実績、経費等を審査します。
- ② 審査員は、企画書を企画提案審査基準（別紙1）に基づき審査し、審査シートに得点を記入のうえ、順位を決定します。
- ③ 各審査員が付けた評価に基づき、最も高い得点を獲得した事業者を当該業務の委託業者とします。
- ④ 参加した事業者が1者のみであった場合にも、審査委員会において審査を実施し、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価します。

(3) 第二次審査における留意事項

- ① 時間配分の目安
準備：5分
説明：20分
質疑応答：10分
- ② 審査会場への入場者は3名以内とします。
- ③ 本市が設置する選定委員会における審査員が評価者となります。
- ④ プロジェクター、スクリーン等は事務局で用意します。

10 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とします。

- (1) 提出すべき書類に不足があった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) プレゼンテーションの集合時刻に集合しなかった場合
- (4) 審査の透明性・公平性を害する行為があった場合
- (5) その他この書面に示された条件に適合しない場合

11 その他

- (1) 企画提案に要する費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された企画書は、原則として審査会終了後も返却しない。
- (3) 採用予定となった企画内容は、選定者との協議の上、変更することがある。
- (4) 採用後に制作されたものの著作権については全て市に帰属する。
- (5) その他、疑義が生じた場合は、市と委託者とで別途協議する。

12 事務局（問い合わせ先）

〒420 - 8602

静岡市葵区追手町5番1号（静岡市役所 静岡庁舎 新館9階）

静岡市企画局企画課

担当：杉原・渡辺

TEL：054-221-1287

メール：kikaku@city.shizuoka.lg.jp